

奈良市スポーツ賞要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における競技スポーツの振興を図るため、スポーツで優秀な成績を収めた個人及び団体に対して行う奈良市スポーツ賞等の顕彰について必要な事項を定めるものとする。

(顕彰の種類)

第2条 顕彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 奈良市スポーツ賞
- (2) 奈良市スポーツ賞奨励賞
- (3) 奈良市スポーツ賞特別賞

(顕彰の対象)

第2条の2 顕彰の対象は、市内に住所を有する個人及び市内に活動の拠点を置く団体とする。

(顕彰の基準)

第3条 奈良市スポーツ賞の顕彰は、次のいずれかに該当するものに対して行う。

- (1) オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会、アジア競技大会、ユニバーシアード競技大会、世界選手権大会その他の国際競技大会に日本代表として出場した個人又は団体
- (2) 国民体育大会、全国高等学校総合体育大会又は全国中学校体育大会に奈良県代表として出場し、優勝した個人又は団体
- (3) 競技種目別の全国選手権大会、全日本学生選手権大会又は全国高等学校選抜大会に出場し、優勝した個人又は団体

2 奈良市スポーツ賞奨励賞は、次のいずれかに該当するものに対して行う。

- (1) 前項第2号若しくは第3号の大会又はこれらに準ずる大会において入賞した個人又は団体（同項第2号又は第3号に掲げる者を除く。）
- (2) 公益財団法人日本スポーツ協会又は中央競技団体が主催する小学生の全国競技大会において優勝した個人又は団体

3 奈良市スポーツ賞特別賞は、次のいずれかに該当するものに対して行う。

- (1) 第1項第1号に掲げる大会において3位以内に入賞した個人又は団体
- (2) 世界記録又は日本記録を更新した個人又は団体
- (3) 第1項第2号又は第3号に該当し、3回以上奈良市スポーツ賞を受賞した個人又は団体

4 前3項の規定にかかわらず、招待又は自由参加により大会に出場したものは、顕彰の対象としない。

(顕彰の方法)

第4条 顕彰は、市長が賞状を授与して行う。

(顕彰の時期)

第5条 顕彰は、毎年5月第2日曜日に行う。ただし、特に必要なときは、随時行うことができる。

(選考)

第6条 市長は、顕彰の対象者を選考するに当たって必要があるときは、スポーツに関する学識経験者の意見を聴くものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、スポーツ賞等の顕彰に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 奈良市スポーツ賞要綱（平成4年奈良市教育委員会告示第4号）、及び奈良市スポーツ賞要綱（平成20年11月26日奈良市告示第626号）の規定により行われた奈良市スポーツ賞、奈良市スポーツ賞奨励賞及び奈良市スポーツ賞特別賞の顕彰は、この告示の規定による奈良市スポーツ賞、奈良市スポーツ賞奨励賞及び奈良市スポーツ賞特別賞の顕彰とみなす。

附 則（令和3年3月5日奈良市告示第98号）

この告示は、公布の日から施行する。